昭和二十四年政令第三百十一号 外国政府の不動産に関する権利の取得に関 する政令

に関する件(昭和二十年勅令第五百四十二号)に 内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令

第一条 この政令は、外国政府の日本における不 基き、この政令を制定する。 動産に関する権利の公正な取得を確保するた

第二条 この政令において「外国政府」とは、財 務大臣の指定した国の政府又は政府機関をい め、これに関する取引を調整することを目的と (定義)

大臣の承認を受けなければならない。 含む。以下同じ。)しようとするときは、財務 同じ。)し、又は賃借(使用貸借に基く借用を という。)を取得(地上権の設定を含む。以下 部又はこれらに附属する設備(以下「不動産」 外国政府が土地、建物の全部若しくは一 2

可その他の処分を排除するものではない て他の法令の規定により必要とされる認可、 良のため必要な物資若しくは用役の取得につい 若しくは賃借又は当該不動産の使用若しくは改 (承認を受けない不動産の取得又は賃借) 前項の規定による承認は、当該不動産の取得

は、前条第一項の承認のないときは、効力を生第四条 外国政府による不動産の取得又は賃借

(直接契約の禁止)

第五条 外国政府が不動産 (日本国政府の所有に 得又は賃借を目的とする契約を締結することがの他の権利者は、当該外国政府と直接に当該取 とする場合においては、当該不動産の所有者そ 係るものを除く。)を取得し、又は賃借しよう

(協議、委託及び申込)

第六条 外国政府は、不動産(日本国政府の所有 国政府に対し自己のために当該不動産を取得 の取引の条件について協議を遂げ、且つ、日本 者その他の権利者と取得代金又は賃借料その他 うとするときは、あらかじめ当該不動産の所有 に係るものを除く。)を取得し、又は賃借しよ 又は賃借することを委託しなければならな 2

とする。)と取得代金又は賃借料その他の取引 場合には、当該不動産を所管する各省各庁の長 の条件について協議を遂げ、且つ、日本国政府 財務大臣に引き継ぐことを要しないものである を取得し、又は賃借しようとするときは、あら ければならない に対し当該不動産の取得又は賃借の申込をしな かじめ財務大臣(当該不動産が普通財産として に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。) (国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号) 外国政府は、日本国政府の所有に係る不動産

(書類の提出)

第七条 係るものを除く。)を取得し、又は賃借しよう 財務大臣に提出しなければならない。 り、委託の申込及び承認の申請に関する書類を とする場合には、財務省令の定めるところによ 外国政府が不動産(日本国政府の所有に

込及び承認の申請に関する書類を財務大臣に提 省令の定めるところにより、取得又は賃借の申 取得し、又は賃借しようとする場合には、財務 出しなければならない。 外国政府が日本国政府の所有に係る不動産を

(明らかにしなければならない事項)

第八条 前条第一項又は第二項の場合において り、同条第一項又は第二項に規定する書類にお は、外国政府は、財務省令の定めるところによ 事項に該当するかどうかを明らかにしなければ いて、当該不動産の取得又は賃借が左に掲げる ならない。

一 目的が明らかであり、且つ、正常な活動の ため必要であること。

二 不動産の需給状況等に照らし不当でないこ

三 取引が公正であり、且つ、詐欺、

強迫又は

した邦貨(小切手を含む。)又は物資若しく 不当の圧迫によるものでないこと。 は用役をもつて支払われること。 対価が日本国政府の認める外国通貨を交換

第八条の二 財務大臣は、第三条第一項の承認を 譲渡し、又は転貸するものとする。 当該不動産又はこれに関する権利を同一条件で で取得し、又は賃借し、且つ、当該外国政府に 産を第六条第一項の協議により定められた条件 したときは、遅滞なく、外国政府のために不動

は、 財務大臣は、第三条第一項の承認をしたとき 遅滞なく、第六条第二項の協議により定め

又は賃借について、第六条第一項の委託又は同第九条 財務大臣は、外国政府から不動産の取得 くは賃貸し、又は不動産に関する権利を与える れらの行為をするものとする。 産を所管する各省各庁の長の委託を受けて、こ ないものであるときは、財務大臣は、当該不動 ものとする。この場合において、当該不動産が られた条件で外国政府に不動産を譲渡し、若し 普通財産として財務大臣に引き継ぐことを要し (取得代金及び賃借料の処理)

賃借について、第六条第一項の委託又は同条第2 財務大臣は、外国政府から不動産の取得又は 料に充てることができる。 易特別会計に対し有していた債権で同特別会計 二項の申込があつたときは、当該外国政府が貿 のを取り立て、当該不動産の取得代金又は賃借 の廃止に伴い一般会計に対する債権となつたも できる。

4 二十二年法律第三十五号)及びこれらの規定に (昭和二十二年法律第三十四号)、会計法(昭和に支払う対価の出納保管等については、財政法 得代金又は賃借料に充てることができる。 基く命令の規定にかかわらず、財務省令の定め 金、外国政府が日本国政府に支払う対価及び日 本国政府が当該不動産の所有者その他の権利者 財務大臣は、第一項に規定する外国政府の資

(財務大臣の事務の処理)

第十条 財務大臣は、この政令の規定によりその 又は財務支局長に委任して行わせることができ 権限に属せしめられた事務の処理を、財務局長

1

2 この政令の規定により財務大臣の権限に属せ しめられた事務の処理について必要な事項は、 財務省令で定める。

2

第十一条 この政令の規定は、

号) に基き不動産の返還又は譲渡を受ける場合 関する政令(昭和二十三年政令第二百九十八

渡し、若しくは転貸する不動産又はこれに関す る権利には適用しない。

(報告徴収及び立入検査)

取得代金又は賃借料に充てるべき当該外国政府条第二項の申込があつたときは、当該不動産の の資金を出納保管してその目的に充てることが

3 供する物資又は用役をもつて、当該不動産の取二項の申込があつたときは、当該外国政府の提賃借について、第六条第一項の委託又は同条第3 財務大臣は、外国政府から不動産の取得又は

るところにより、歳入歳出外として経理しなけ

1

第六号)又は連合国財産上の家屋等の譲渡等に 財産の返還等に関する政令(昭和二十六年政令 (他の法令に関する特例) 外国政府が連合国 1

2 定により国が取得し、若しくは賃借し、又は譲国有財産法の規定は、第八条の二第一項の規

第十二条 財務大臣は、左に掲げる場合にお 若しくは帳簿書類その他の物件を検査させるこ の利害関係人から報告を徴し、又は当該職員を は、第三条第一項の規定によりその取得又は賃 して必要な場所に立ち入り、当該不動産の状況 ついて、外国政府、当該不動産の所有者その他 借につき承認を受けなければならない不動産に とができる。

があるとき。 は行われようとしていると認める相当な理 賃借が、同項の承認を受けないで行われ、又 つた場合において、調査の必要があるとき。 第三条第一項に該当する不動産の取得又は 第三条第一項の規定による承認の申請があ

3 捜査のために認められたものと解してはならな る場合においては、その身分を示す証票を携帯 し、請求により提示しなければならない。 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪 前項の規定により当該職員が、立入検査をす

則 抄

この政令は、公布の日から施行する。

三九九号) 則 (昭和二四年一二月二三日政令第

四年十一月二十二日から適用する。 四項及び第十条第一項の改正規定は、 この政令は、公布の日から施行し、 第九条第 昭和二十

則 (昭和二五年五月四日法律第 四四

この法律は、公布の日から施行する。 号)

この政令は、公布の日から施行する。 則 抄 (昭和二六年一月二二日政令第六

用については、なお従前の例による。 この政令施行前にした行為に対する罰則の 適

(昭和二六年一月二二日政令第七

この政令は、 公布の日から施行する。

ら施行する。

附 則 (昭和二七年七月三一日法律第二力発生の日から施行する。 ハ号) (昭和二七年四月一二日法律第八所) 則 (昭和二七年四月一二日法律第八所) 則 (昭和二七年四月一二日法律第八 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行七〇号) 抄

一六〇号) 抄 別 (平成一一年一二月二二日法律第

し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めは、平成十三年一月六日から施行する。ただ第一条 この法律 (第二条及び第三条を除く。)

(施行期日)

る日から施行する。 、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二する法律附則の改正規定に係る部分に限る。及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正及が原子炉の規制に関する法律の一部を改正を表している。 第千三百四十四条の規定 公布の日 十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び